

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表（第1条関係）（平成27年10月5日施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>第3条から第7条まで （省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （省略）</p> <p>2から4まで （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) （現行のとおり）</p> <p>(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) （現行のとおり）</p> <p>第3条から第7条まで （現行のとおり）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は<u>個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （現行のとおり）</p> <p>2から4まで （現行のとおり）</p> <p><u>（特定個人情報の提供の制限）</u></p> <p>第8条の2 <u>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u></p> <p>（以下現行のとおり）</p>	<p></p> <p>番号法制定に伴う、新たな定義の追加</p> <p>号の繰下げ 号の繰下げ 号の繰下げ</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>番号法制定に伴う、特定個人情報の提供に関する規定整備</p>

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表（第2条関係）（平成28年1月1日施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条 （省略）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで （省略） 2及び3 （省略）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務</u>の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は個人情報（<u>特定個人情報を除く。</u>）を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （省略） 2から4まで （省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条から第5条まで （現行のとおり）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第8条を除く。）、次章、第46条及び第5章（第47条第1項及び第3項並びに第48条第2項を除く。）において同じ。</u>）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで （現行のとおり） 2及び3 （現行のとおり）</p> <p>第7条 （現行のとおり）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、<u>個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第48条第2項において同じ。）</u>を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （現行のとおり） 2から4まで （現行のとおり）</p> <p>（<u>特定個人情報の利用の制限</u>）</p> <p>第8条の2 <u>実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を当該実施機関内に</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>番号法制定に伴う、特定個人情報の利用に関する規定整備</p>

<p>(特定個人情報の提供の制限) <u>第8条の2</u> (省略)</p> <p>第9条から第13条まで (省略)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 開示請求者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)から(7)まで (省略)</p>	<p><u>において利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u> (特定個人情報の提供の制限) <u>第8条の3</u> (現行のとおり)</p> <p>第9条から第13条まで (現行のとおり)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>(特定個人情報の開示請求にあつては、本人の委任による代理人を含む。次条第2項及び第16条第2号において単に「代理人」という。)</u>は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその<u>代理人</u>であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(個人情報の開示事務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 開示請求者(代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)から(7)まで (現行のとおり)</p>	<p>条の枝番号の繰下げ</p> <p>特定個人情報の開示請求における任意代理人の追加</p> <p>特定個人情報の開示請求における任意代理人の追加</p> <p>特定個人情報の開示請求における任意代理人の追加</p>
---	---	---

<p>第17条から第25条まで (省略)</p> <p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第27条から第32条まで (省略)</p> <p>第3節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 第7条(第3項を除く。)の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第11条第1項第3号(第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第17条から第25条まで (現行のとおり)</p> <p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第26条 (現行のとおり)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の訂正請求にあつては、本人の委任による代理人を含む。)は、本人に代わって訂正請求をすることができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第27条から第32条まで (現行のとおり)</p> <p>第3節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 第7条(第3項を除く。)の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第11条第1項第3号(第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保有されているとき、<u>番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</u> 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項、<u>第8条の3</u>又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の利用停止請求にあつては、本人の委任による代理人を含む。)は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>特定個人情報の訂正請求における任意代理人の追加</p> <p>特定個人情報の利用停止請求における事由の追加</p> <p>特定個人情報の利用停止請求における任意代理人の追加</p>
---	---	---

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表（第3条関係）（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（省略）</p> <p><u>(4)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(5)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(6)</u>（現行のとおり）</p> <p>第3条から第5条まで（省略）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第8条を除く。）、次章、第46条及び第5章（第47条第1項及び第3項並びに第48条第2項を除く。）において同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>第7条（省略）</p> <p>（特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第8条の2（省略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があ</p>	<p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（現行のとおり）</p> <p><u>(4) 情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p><u>(5)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(6)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(7)</u>（現行のとおり）</p> <p>第3条から第5条まで（現行のとおり）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第8条を除く。）、次章（<u>第3節を除く。</u>）、第46条及び第5章（第47条第1項及び第3項並びに第48条第2項を除く。）において同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第7条（現行のとおり）</p> <p>（特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第8条の2（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があ</p>	<p>番号法制定に伴う定義の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>

<p>り、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限) 第8条の3から第31条まで (省略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知) 第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権) 第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の利用停止請求にあっては、本人の委任による代理人を含む。）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>り、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。</u>以下この項及び次項において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限) 第8条の3から第31条まで (現行のとおり)</p> <p>(個人情報の提供先への通知) 第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（<u>情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権) 第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。</u>以下この節において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求にあっては、本人の委任による代理人を含む。</u>）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>情報提供等記録の訂正の通知先の追加</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>
---	--	--

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）新旧対照表（平成28年1月1日施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第12条まで（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第13条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 この節において「個人情報」とは、個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>第1条から第12条まで（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第13条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 この節において「個人情報」とは、個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報及び当該個人情報に該当しない同条第3号に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（以下現行のとおり）</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>